

見本(表面)

令和5年5月9日

〒105-8010

東京都港区西新橋1-6-21

農年 太郎 様

〒105-8010

東京都港区西新橋1-6-21

独立行政法人農業者年金基金理事長

印影

農業者年金振込・支払通知書

今年度、あなた様にお支払いする年金額を次のとおり通知します。

経営移譲年金証書の記号番号 1134567-12345
農業者老齢年金証書の記号番号 2134567-12345
新農業者老齢年金証書の記号番号
特例付加年金証書の記号番号

今年度、年金の支払いが予定されている年金証書の記号番号を記載しています。

支払年月日	年金の種類	支払金額	所得税額	差引支払額
5年 5月10日	経営移譲年金	12,500円	円	12,500円
	農業者老齢年金	54,000円	円	54,000円
	新農業者老齢年金	円	円	円
	特例付加年金	円	円	円
5年 8月10日	経営移譲年金	12,500円	円	12,500円
	農業者老齢年金	54,000円	円	54,000円
	新農業者老齢年金	円	円	円
	特例付加年金	円	円	円
5年 11月10日	経営移譲年金	12,500円	円	12,500円
	農業者老齢年金	54,000円	円	54,000円
	新農業者老齢年金	円	円	円
	特例付加年金	円	円	円

支払年月日	年金の種類	支払金額	所得税額	差引支払額
6年 2月9日	経営移譲年金	12,500円	円	12,500円
	農業者老齢年金	54,000円	円	54,000円
	新農業者老齢年金	円	円	円
	特例付加年金	円	円	円

振込(送金)先金融機関

年金の種類	金融機関店舗名	本・支店(所)名
経営移譲年金	三菱UFJ	シンバシ
農業者老齢年金	三菱UFJ	シンバシ
新農業者老齢年金		
特例付加年金		

○ この通知書に記載されている内容に変更があった場合は

○ 年金の振込(送金)先の金融機関及び本・支店(所)名を記載しています。

見本(裏面)

農業者年金振込・支払通知書について

- 「農業者年金振込・支払通知書」は、今年度、定期支払月にお支払いする年金について、お知らせするものです。
- 農業者年金は、5月（2～4月分）、8月（5～7月分）、11月（8～10月分）、2月（11～1月分）の年4回お支払いします。
- 新農業者老齢年金及び特例付加年金の年額の合計が12万円未満の方は、前年11月～本年10月までの12か月分を年1回11月にお支払いします。
- 郵便局の窓口で年金（現金）の受取りをする方の場合は、支払日からおよそ3日後に「払出通知書」及び「郵便局振替払出証書」が送付されますので、これらをお持ちになって、最寄りにある郵便局の窓口で換金をしてください。

**この「農業者年金振込・支払通知書」は、再発行することができません。
大切に保管してください。**

〈 注意事項 〉

- 1 次のような場合は、最寄りのJA（農業協同組合）に、速やかに届出をしてください。
 - (1) 氏名、住所を変更したとき
「農業者年金住所・氏名・性別変更・訂正届出書、整理番号訂正届出書」（様式第20号）
 - (2) 年金の受取先の金融機関又は口座番号を変更するとき
「農業者年金受給権者金融機関（口座番号）変更届」（様式第61号）
 - (3) 年金を受給している方が亡くなられたとき（ご遺族の方へのお願い）
「農業者年金死亡関係届出書」（様式第K31号の1又は2）
- 2 経営移譲年金又は特例付加年金を受給している方で、経営移譲又は経営継承した農地等を売却・転用・貸付け等した又は新たに農地等を取得したときなどは、届出が必要となる場合があるため、お住まいの住所地にある市区町村役所（場）内の農業委員会にご相談ください。
- 3 経営移譲年金又は特例付加年金を受給している方は、①農業所得の納税申告名義、②経営所得安定対策等交付金の申請名義、③農業共済（NOSAI）の加入名義を経営移譲又は経営継承の相手方に変更等していることが必要です。
これらの諸名義の変更等ができていないときは、裁定取消又は支給停止となる場合もあるため、お住まいの住所地にある市区町村役所（場）内の農業委員会にご相談ください。

各種届出等のご不明な点につきましては、最寄りのJA（農業協同組合）又はお住まいの住所地にある市区町村役所（場）内の農業委員会にお問合せください。